

第三十一号議案

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例の一部を改正する条例
 江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例（平成元年十月江戸川区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第三条第二号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条第二項中「変更」を「変更をし、」に改める。

第七条第一号中「責でない理由により」を「責任によらない理由によつて」に改め、同条第二号中「承認」を削る。

第九条中「指定管理者は」の下に「、ホテルシーサイドの利用について」を加え、「利用承認」を「利用の承認」に改め、同条第一号中「利用」を「利用の」に改め、同条第三号中「。」の下に「その他の規程」を加え、同条第四号中「必要」を「特に必要」に改める。

第十条の見出しを「（損害賠償の義務）」に改め、同条中「建物、付帯設備」を「施設」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第十三条中「の各号」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

区分	利用料金	利用単位
----	------	------

1 (施行期日)
 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、子どもとは四歳以上中学生未満の者をいう。
- 二 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、子ども扱いとする。
- 三 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用することができる。この場合の利用料金は、客室にあっては一人一時間当たり二、一〇〇円、バンケットルームにあっては一部屋一時間当たり一、五七〇円を上限とした額とする。
- 四 利用料金には、飲食料金は含まない。

備考

バンケットルーム	客室	
	子ども	一般
三、七七〇円	九、九五〇円	二〇、九五〇円
一部屋三時間当たり	一泊一人当たり	

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。